

日 絹 月 報

平成 22 年 7 月号 第 400 号

発行：社団法人日本絹人織織物工業会

日本絹人織織物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. テックスワールド USA2010」出展について
2. 第 42 回繊維通商問題研究会の開催について
3. 「中小企業憲章」 閣議決定
4. 資金調達ナビゲーションの御案内

◇「テックスワールド USA2010」出展について◇

当会は 7 月 13 日～15 日、ニューヨーク市のジャビッツ・コンベンション・センターにおいて開催されたテックスワールド USA(主催：メッセフランクフルト USA)に参加した。米国北東部、東海岸地域で開催される国際見本市・織物素材展で、当会からは米沢、福島、福井の 3 産地、6 企業がシルク・化合織素材中心に約 350 点を展示・商談を行った。今回でテックスワールド USA への出展は 3 回目となるが、各参加企業はいずれも輸出実績は豊富であるが、為替の厳しい局面の中、実利に結びつく商談が期待される。

◇第 42 回繊維通商問題研究会の開催◇

第 42 回繊維通商問題研究会が 7 月 1 日(木)に繊維会館会議室で開催された。初めに下村会長から、6 月 24 日をもって東レ会長を退任し相談役に就任するので従来以上に織産連、なかんづく本研究会の活動に努める由、宜しくお願ひしたいとの挨拶があり、引き続いて交代委員の紹介があった。

研究会では、前回に続いて(1)日本の繊維貿易の現況、(2)特惠関税制度改正、(3)EPA 交渉の進捗状況、(4)EPA 産業協力状況(タイ向け協力)、(5)中国紡織工業協会との知的財産権保護推進WG、(6)暫 8 制度に関する業界ヒアリング等についての報告と意見交換並びに検討が行われた。

1. 日本の繊維貿易の現況については、事務局から、①2009 年は輸出が激減したた

め、1～3月は、前年同期比で回復基調（前年比 輸出 112%、輸入 94%）にあるも、08年比8割程度に留まる、②輸出では、タイ・インドネシア向け糸類が好調、③輸入では、台湾からが146%（インテリア用途）、バングラデシュからが210%と好調、との説明があった。

2. 特恵関税制度改正については、各業界からは、①国別品別適用除外措置（いわゆる卒業）、②シーリング枠を外すこと及びエスケープ・クローズの発動、③特恵拡大等の希望について特段の意見や希望はなかったが、法見直しの期間短縮化の要望があった。

特恵関税を巡る原産地規則と自国関与の適用については、原産地規則を3工程から2工程に緩和することで生じる問題点や課題、例えば、自国関与を認めることで外国製生地フリーライド（ただ乗り）の危険性や、「ルール上は日本産素材」で「運用上は外国産素材も可」というダブルトラックの問題等、メリットやデメリットを比較対照しながら引き続き検討が加えられる。

なお、織産連では繊維・繊維製品について自国関与を認めることとしたので、ニット製衣類の原産地規則については、税関での運用の実態を踏まえて、化繊協会・紡績協会・ニット工連で再確認することとなった。

3. EPA交渉の状況については、まず、フィリピンでAJCEP（アセアンマルチ）が7月1日に発効し、未発効国はインドネシアのみになったと繊維課通商室から報告された。

また、①対インド交渉では今秋に大筋合意を目指していることが、②対ペルー交渉では獣織毛はじめペルーにとってセンシティブ品目はヤーン・フォワードを要求していること等が報告された。我が国は、日本とペルーの貿易量は僅少だが、他国とのEPA交渉と整合した原産地規則にすべきとの考え方を基に、原則ファブリック・フォワード（簡易2工程基準）を交渉方針とするも、ルール面でまだら模様の部分もあり、他のEPA交渉と齟齬を生じることのない対応が重視される。

4. EPA産業協力については、繊維課通商室並びに関係団体からインドネシア、カンボジア、ベトナム、タイとの進捗状況が報告された。インドの有力繊維業界団体であるAEPIC（Apparel Export Promotion Council、アパレル輸出振興協会）が7月21～23日のJFW-IFFに出展のため来日することが案内された。一方、事務局からはEPA産業協力の基本的枠組みや趣旨目的の他、日本企業にも有効活用できるような内容にしたいと補足説明があった。

5. 中国紡織工業協会との知的財産権保護推進WGについては、事務局から①2008年に知財保護に関する覚書を締結して問題解決のためWGを設置したこと等、日中での知財権保護に関する状況、②中国における商標の冒認出願や模倣品のネット販売等、事例の紹介と意見交換、③係争案件のスピーディな解決に向けての今後の協力策や、④次回WGを今秋開催する等の報告があった。

6. 暫8制度の延長要望については、繊維課通商室では関税局から関係者へのヒアリング依頼により製品の輸入者（商社）、素材の関係者（コンバータ、織物業者）及び両方を兼ねる関係者等から幅広くヒアリングしていくことになったとして、関係団体に繊維課から協力要請することになった。次回は8月5日（木）14時から開催され、議題・場所は追って連絡されることになった。

◇ 「中小企業憲章」 閣議決定 ◇

6月18日「中小企業憲章」が閣議決定された。

同憲章は、中小企業の歴史的な位置付けや、今日の中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、それを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針を示している。基本原則においては、中小企業組合、業種間連携等の取り組みを支援し、力の発揮を増幅することが盛り込まれている。また、行動指針においては、政府は中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する等8項目の取り組みを提示している。

特に、我が国では少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している中、不安解消の鍵となる医療、福祉などの分野で、変革の担い手である中小企業が力を発揮することで我が国の新しい将来像が描けるとの、中小企業に対する新しい見方を提示している。

中小企業憲章(全文)

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多

種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいうべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二. 起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める
- ・政府一体となって取り組むこととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に

努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

◇資金調達ナビゲーションの御案内◇

中小企業基盤整備機構の中小企業ビジネス支援サイトでは、J-Net21 スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されているWEB情報を収集し、リンク情報として紹介しています。

資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することができます。

必要に応じて検索して頂ければ幸いです。

なお、本会ホームページにもリンク情報として掲載していますので御利用下さい。

○中小企業ビジネス支援サイト(資金調達ナビ)
<http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>

また、中小企業庁が発行している「中小企業施策利用ガイドブック」が中小企業庁のホームページに公開されています。本会のホームページからリンクできますので、御利用下さい。なお、冊子を御希望の方は部数に限りがあり送付までしばらく時間がかかりますが御連絡下さい。

動 向

- 6月21日 中央蚕糸協会第73回通常総会及び理事会
" 関東織物産地連絡協議会6月例会
- 22日 商工中金株主総会
" 日本ファッション・ウィーク推進機構定時総会
- 23日 経済産業省海外市場開拓ワーキンググループ会議
- 30日 全国中小企業団体中央会第199回理事会
- 7月 1日 日本繊維産業連盟 第42回繊維通商問題研究会
8日 繊維ファッション産学交流会議
9日 大日本蚕糸会 蚕糸絹情報連絡会
- 13日 日本繊維産業連盟 「第8回知的財産権保護推進委員会」
" 日本繊維産業連盟幹事会「外国人労働者問題検討会」
- 15日 日本繊維倶楽部第1回理事会

会議予定

- ☆ 繊維流通改革推進協議会「TA情報化分科会勉強会」
7月22日(木) 14時 於 TFTビル
- ☆ TEXWORLD PARIS2010 出展者説明会
7月27日(火) 12時 於 日絹会館
- ☆ 日本繊維産業連盟 7月度常任委員会
7月29日(木) 14時 於 東海大学校友会館
- ☆ JFW-ジャパングリエーション2011A/W 出展者説明会
7月30日(金) 12時 於 日絹会館
- ☆ 日本絹業協会 純国産絹マーク審査委員会
8月 3日(火) 13時30分 於 蚕糸会館
- ☆ 日本繊維産業連盟 第43回繊維通商問題研究会
8月 5日(木) 14時 於 繊維会館

イベント

☆ 稔りの季

6月1日（火）～8月29日（日）9時～16時30分

会場：シルク博物館

☆ 第7回日本の絹展

7月27日（火）～8月2日（月）10時～20時

会場：日本橋高島屋8階ホール